

## 審査基準

### I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

### II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。各審査委員の合計点を平均したものを当該提案者の得点とする。

### III 採択案件の決定方法

提案された企画案について審査を行い、原則として各評価項目の得点合計の最も高い者を採択案件に決定する。ただし、個別審査項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度、必要な審査を行い決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

### IV 評価項目

#### 1. 事業実施主体に関する評価

- ① 事業を遂行する上で必要な人員が確保され、円滑な業務遂行のための人員補助体制が組み立てられていること。
- ② 事業を担当する組織・チームの代表者は、本事業の主要メンバーとして事業に参画するとともにマネジメント力を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること
- ④ 事業を実施する上で適切な財務基盤を確立していること。

#### 2. 「著名人による伝統的酒造りの魅力発信」に関する評価

- ① 本趣旨に沿った適切な著名人を提案していること。
- ② 対談内容を幅広い年齢層に対して発信する観点から、適切な発信方法を提案していること。
- ③ 本事業と同種または類似する事業を実施した実績を有していること。
- ④ 著名人の招聘費を含めた実施費用及び実施スケジュールが具体的に設定され、実現可能性が高いこと。

#### 3. 「伝統的酒造りシンポジウムの開催」に関する評価

- ① 開催内容及び開催人数を踏まえて、妥当な開催回数を提案していること。
- ② 本趣旨に沿ったシンポジウムの内容であり、適切な文化資源をコラボレーション先

として提案していること。

- ③ 伝統的酒造りの魅力を発信する観点から、適切な登壇者を提案していること。
- ④ 国内の幅広い年齢層に対して募集する観点から、適切な事前広報手段を提案していること。
- ⑤ ターゲットとした在留外国人を募集する観点から、適切な事前広報手段を提案していること。
- ⑥ シンポジウムを開催した旨を国内外に広く発信する観点から、適切な事後の発信方法を提案していること。
- ⑦ 本事業と同種または類似する事業を実施した実績を有していること。
- ⑧ 運営費を含めた実施費用及び実施スケジュールが具体的に設定され、実現可能性が高いこと。

#### 4. 「伝統的酒造りの魅力や各地での取組を紹介する動画の作成及び発信」に関する評価

- ① 本趣旨に沿った動画の内容を提案していること。
- ② 動画を国内外に広く発信する観点から、適切な発信方法を提案していること。
- ③ 本事業と同種または類似する事業を実施した実績を有していること。
- ④ 動画作成費を含めた実施費用及び実施スケジュールが具体的に設定され、実現可能性が高いこと。

#### 5. 「伝統的酒造りの魅力を体感できる文化体験プログラムの実施」に関する評価

- ① 実施内容及び開催人数を踏まえて、妥当な実施回数を提案していること。
- ② 地域振興に資する観点から、適切な場所を提案していること。
- ③ 本趣旨に沿った文化体験プログラムの内容であり、適切な文化資源を体験先として提案していること。
- ④ 文化体験プログラムを開催した旨を国内外に広く発信する観点から、適切な事後の発信方法を提案していること。
- ⑤ 本事業と同種または類似する事業を実施した実績を有していること。
- ⑥ プログラム催行費を含めた実施費用及び実施スケジュールが具体的に設定され、実現可能性が高いこと。

#### 6. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

## V 評価基準

1. 評価項目の1～5については以下の5段階評価にて採点を行う。

- ・大変優れている＝5点
- ・優れている＝4点
- ・普通＝3点
- ・やや劣っている＝2点
- ・劣っている＝1点

2. 評価項目の6については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝4点
- ・認定段階3＝6点
- ・プラチナえるぼし認定＝8点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝2点
- ・トライくるみん認定＝4点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝4点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正

後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定) =  
4点

・プラチナくるみん認定=8点

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

・ユースエール認定=5点

○上記に該当する認定等を有しない=0点